

## 「新潟市における成年後見制度普及のためのアクションプラン(案)」について

- 本アクションプラン(案)は、新潟市障がい者地域自立支援協議会権利擁護部会において協議の上、作成したものであり、次回全体会で承認後、正式決定される予定である。(H23.9月予定)
- 新潟市障がい者地域自立支援協議会では、新潟市障がい者施策推進協議会において、新潟市障がい者計画における障がい者の権利擁護の推進について議論するにあたり、「新潟市における成年後見制度普及のためのアクションプラン」を踏まえた計画策定を提言する。
- 本アクションプラン(案)における具体的な推進項目は以下のとおりである。
  - ①相談支援体制の整備のため既存の社会資源の活用や拡大を目指す
  - ②成年後見人が選任されるまでの繋ぎの支援、及び成年後見制度以外の後見的支援の充実
  - ③成年後見制度及び新潟市成年後見制度利用支援事業の周知
  - ④関係職員のスキルアップ
  - ⑤成年後見制度の市長申立のガイドライン作成等による申立支援の更なる推進
- 権利擁護部会では、昨年5月の発足以来、障がい者の成年後見制度の普及に関する課題の検討を重ねてきたなかで、今後の取組みの指針として本アクションプラン(案)を作成した。
- 本アクションプラン(案)では、各推進項目における取り組み内容、及びこれまでの議論を踏まえた取組方針を盛り込んだものであり、全体会での承認後は、アクションプランを元に作業グループを編成し、実施に向けて具体的に取り組んでいくこととする。

# 新潟市障がい者地域自立支援協議会権利擁護部会について

## <設立の経緯>

平成20年10月～平成21年2月の障がい者地域自立支援協議会連絡調整会議において、成年後見制度及び日常生活自立支援事業について協議を行った結果、障がい者の権利擁護については様々な課題があることから、専門部会である権利擁護部会の必要性が発案された。

その後、平成21年3月27日開催の第3回新潟市障がい者地域自立支援協議会全体会において設立が承認、部会の方針や委員構成に関する検討を踏まえて、平成22年5月に発足した。

## <協議内容>

障がい者の権利擁護については、成年後見制度の普及のために必要な体制作りをはじめ、日常生活自立支援事業の活用にかかる課題、虐待や権利侵害の防止等、様々な課題を有するが、本部会では、喫緊の課題である成年後見制度の普及について重点的に議論してきた。

## <活動実績>

平成22年10月4日開催の第6回全体会において、権利擁護部会から新潟市成年後見制度利用支援事業及びサービス利用計画作成費の対象者の見直し(いずれも拡大)を提言した。市では本提言を踏まえて平成23年度より新たに予算措置し、要綱等所要の見直しを行った。

# 新潟市における成年後見制度普及のためのアクションプラン(案)

新潟市障がい者地域自立支援協議会 権利擁護部会

推進項目	取り組み内容	取り組み方針		
1. 相談支援体制の整備	①障がい者の成年後見制度の普及のために必要な相談支援体制を作り、チーム支援の構築を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の普及に向けた市や相談支援事業所、その他関連機関の役割、および相談支援体制のあり方を検討する。</li> <li>・検討の際は、介護保険における地域包括支援センターの役割を参考にし、既にある社会資源を活用することを念頭に置くべき。</li> <li>・国の制度改正によって、サービス利用計画作成費が対象拡大された後の、相談支援事業者の役割分担(案)は以下のとおり。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定相談支援事業者: サービス利用計画作成を中心とした一般相談</li> <li>○委託相談支援事業者: より専門的な相談への対応。成年後見制度の相談を含む。</li> </ul> </li> </ul> <p>※つなぎ法によるH24年度以降の相談支援体制の見直しを踏まえ、相談支援連絡会で協議する。</p>		
		ステップ1	ステップ2	ステップ3
		各機関の役割の検討 支援体制の検討	関係機関との調整 モデル実施	実施
	②障がい者の成年後見制度の利用について、初歩的な相談から専門相談まで幅広く対応し、各相談機関をバックアップする機関を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①の相談支援体制を踏まえ、成年後見制度の初歩的な相談から専門的な相談に対応可能であり、かつ委託相談支援事業者をバックアップする権利擁護センターの設置を目指す。</li> <li>・先進都市の事例を参考にし、新潟市におけるセンターの運営方法を検討する。</li> </ul> <p>⇒ワーキンググループ①において検討</p>		
		ステップ1	ステップ2	ステップ3
		サポート体制の検討	関係機関との調整 モデル実施	実施

推進項目	取り組み内容	取り組み方針		
2. つなぎの支援または成年後見制度以外の後見的支援の充実	①成年後見人等が選任されるまでの間のつなぎとなる支援のあり方について検討し、必要な体制を整備し、支援を行う。	<p>成年後見制度を申請するまでの間、または、申請後～後見人等が選任されるまでの間等、個別事例の検討を踏まえ、制度の導入段階における支援のあり方や担い手について検討する。 ⇒ワーキンググループ①において検討</p>		
		ステップ1	ステップ2	ステップ3
		個別事例を踏まえた課題の検討	必要な対応策の検討・関連機関との調整	実施
	②成年後見制度や日常生活自立支援事業に当てはまらない、見守りや生活支援のあり方について検討し、必要な体制を整備し、支援を行う。	<p>・個別事例の検討を踏まえ、制度の狭間にある人、または制度を選択しない人の支援について検討する。 ・支援体制の整備については、先進都市の事例を参考にして、必要な支援とその担い手について検討する。 ⇒ワーキンググループ①において検討</p>		
		ステップ1	ステップ2	ステップ3
		個別事例を踏まえた課題の検討	必要な対応策の検討・関連機関との調整	実施
3. 成年後見制度の周知	成年後見制度について、障がい者及びその家族等に広く周知する方法を検討するとともに、正しく情報が行き届くような啓発活動について検討し、取り組む。	<p>・パンフレットやホームページ等によって既に周知されているものの、成年後見制度が障がい者および支援の現場に浸透していない状況を踏まえ、相談機関と連動した周知の方法について検討する。 ・周知の方法について、他都市または地域包括支援センターにおける取組みを参考にする。</p>		
		ステップ1	ステップ2	ステップ3
		周知・啓発方法のための具体策の検討	関係機関との調整	実施

推進項目	取り組み内容	取り組み方針		
4. 関係職員のスキルアップ	既存の研修会を活用するとともに、必要な研修会を開催し、障害福祉サービス事業所や施設の職員、および行政職員のスキルアップを図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業所・施設職員・行政職員を対象に成年後見制度および利用支援事業に関する研修会を開催する。</li> <li>・研修会を開催するにあたり、成年後見制度の普及に向けた障害福祉サービス事業所や施設職員の役割についても検討する。</li> <li>・利用者や保護者からの相談に対し、情報提供または相談窓口への繋ぎができるよう、スキルアップを図る。</li> </ul>		
		ステップ1	ステップ2	ステップ3
		研修会の検討	関係機関との調整	実施
5. 申立て支援の更なる推進	市長申立てを含む申立て支援のあり方や手続きの進め方について、個別事例を踏まえて検討し、必要な対応を進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市成年後見制度利用支援事業における課題について、個別事例を踏まえて検討し、必要な対応を進める。</li> <li>・成年後見制度の市長申立てに関する新潟市のガイドラインを作成する。 ⇒ワーキンググループ②において検討</li> </ul>		
		ステップ1	ステップ2	ステップ3
		個別事例を踏まえた課題と対応策の検討	利用支援事業の見直し・市長申立てのガイドラインの作成	実施

※ワーキンググループについて

ワーキンググループ①

権利擁護センター、及び成年後見制度の導入段階における支援・後見的支援について検討するグループ

ワーキンググループ②

新潟市成年後見制度利用支援事業の更なる見直しと市長申立てのガイドライン作成について検討するグループ